

2018年8月20日

株式会社アイリックコーポレーション

代表取締役社長 勝本 竜二

問合せ先： 取締役管理本部長 戸谷 元彦 03-5840-9550（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、『三者利益の共存』という企業理念のもと、お客様本位を心がけ、最良のコンサルティングサービスを通じ、お客様の真の信頼を獲得する事が、保険会社の利益を確保し、当社及び代理店へ利益をもたらす『三者利益の共存』の実現を可能にするものであると考え、来店型保険ショップ『保険クリニック』をはじめとする事業を運営してまいりました。この企業理念のもと、コンプライアンスの徹底を重視した健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求することが、企業としての社会に対する責任の基本をなすものと考えております。当社における事業活動は、直接、間接を問わず、さまざまな形で社会に影響を与えるものと思われ、株主・投資家の皆様、お客様、社員、ビジネスパートナー、地域社会等のステークホルダーとの良好な関係を構築していくと共に、経営の透明性・効率性の更なる向上を目指し、株主総会・取締役会・監査役会・内部監査室・会計監査人等の連携によって、コーポレート・ガバナンス体制を強化していきたいと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則（基本原則）に関しては、全て実施していきたいと考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Nihon IFA Partners Ltd	1,514,400	44.2
勝本 竜二	823,300	24.0
住友生命保険相互会社	234,000	6.8
半澤 勝広	120,000	3.5

勝本 伸弘	114,000	3.3
FWD 富士生命保険株式会社	110,000	3.2
株式会社産業経済新聞社	50,000	1.5
富山 昇司	50,000	1.5
株式会社アエリア	30,500	0.9
ネオファースト生命保険株式会社	30,000	0.9
A I G 損害保険株式会社	30,000	0.9

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	6月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
清水 照雄	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

※1 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※1 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 照雄	○	—	企業経営及び企業内情報システムに知見を有しており、公正かつ客観的な見地からの確な助言によっ

			て当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献すると判断し、社外取締役を選任しております。同氏は株式会社シグマックスの取締役副社長であります。
--	--	--	--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室につきましては、毎月開催の監査役・内部監査室連携会議及び監査役・管理部門長合同会議に加えて、必要に応じて適時情報交換を行っております。会計監査人、監査役及び内部監査に関しては、四半期ごとにミーティングを行っております。
---

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	J	k	l	m
青島 一哲	他の会社の出身者													
鈴木 康之	弁護士										△			
池田 勉	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

※1 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※1 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青島 一哲	○	青島一哲氏は当社の連結子会社である株式会社インフォディオの社外監査役を兼任しております。	生命保険会社及び保険代理店での業務等、豊富な経験と知見を有しており、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。 また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所所有価証券上場規程第 436 条の 2 に基づき、独立役員として選定しました。
鈴木 康之	○	当社と鈴木康之氏が代表を務める弁護士法人とは平成 27 年 10 月に当社が起こした損害賠償請求事案について、弁護依頼をして	弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加え

		<p>おりましたが、平成 29 年 6 月に和解が成立し弁護士依頼を解消しております。なお、その報酬額について金額的重要性はないと判断しており、今後、取引を行う予定もございません。</p>	<p>て、幅広い見識を当社の監査に反映すること期待して、監査役に招聘したものであります。</p> <p>また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第 436 条の 2 に基づき、独立役員として選定しました。</p>
池田 勉	○	—	<p>公認会計士・税理士として長年の実務経験と専門知識及び監査法人における監査経験を有しており、適切な助言・提言を期待して、監査役に招聘したものであります。</p> <p>また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第 436 条の 2 に基づき、独立役員として選定しました。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員 4 名を独立役員にしております。
----------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値・株主価値を向上させることを目的とし
--

て、今後の事業成長への貢献度などを勘案して定めた数のストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、元社外監査役、従業員
-----------------	------------------------------

該当項目に関する補足説明

付与当時に取締役及び監査役であった 9 名（現時点での社内取締役 4 名、社外取締役 1 名、社外監査役 2 名、元社外監査役 1 名及び従業員 1 名）を付与対象者と致しました。

今後は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保する為、ストックオプションを付与してまいります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の額が 1 億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施していません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。取締役の報酬については、報酬委員会にて決定し取締役会にて報告、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部が取締役会の連絡、決議事項の事前説明を行うとともに、必要に応じて資料の提供や、情報収集のサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

該当はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社における企業統治の体制は、会社法の基づく機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。また、会計監査人としては有限責任あずさ監査法人を選任しました。コンプライアンスや重要な法的判断につきましては、顧問弁護士や保険業法等に詳しい弁護士と連携する体制をとってお

ります。

取締役会は、社外取締役1名を含む7名の取締役（うち1名は代表取締役）にて構成されております。監査役出席の下、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を審議、決議すると共に、業務執行を統括しています。取締役会は、毎月の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は、監査役会設置会社として、監査役3名（常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名）体制を採っております。監査役は、毎月の定時取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、取締役の業務状況を監視しております。また、毎月1回監査役会を開催しているほか、毎月1回内部監査室との連携会議を実施、経営会議等にも出席し、監査の実効性の向上に努めております。

その他の重要な会議体として、経営会議及びリスク管理会議があります。経営会議は、取締役会や稟議書等による承認を円滑にし、また承認事項を会社全体に周知徹底すると共に、各部署の実績や今後の取り組み等を報告しています。各部署間の連携を強化する為、常勤取締役、常勤監査役、常務執行役員、執行役員、事業部長、部長・室長を構成メンバーとして、月1回実施しております。

また、リスク管理会議は、委員長である社長、委員である取締役、執行役員、監査役、内部監査室長、その他委員長が指名した者から構成されており、法令、社内規程、および企業倫理を遵守する意識を全社員に浸透させ、未然にリスクを防止し、またリスクの発生時には被害の最小化、被害拡大防止、二次被害の防止、復旧対策を行うことにより、会社の社会的信用を保持、向上させるため設置しています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

健全で効率的な業務執行を行うにあたり最も実効性があり、経営環境の変化に対し迅速で的確な意思決定を行う事ができるものと考えことから、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を選択しています。

## Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り株主総会の招集通知を早期に発送する事で、より多くの株主が総会に参加できるように努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算のため、定時株主総会は9月に開催しております。また、今後は可能な限り株主とのコミュニケーションを図るため、アクセスが良く出席しやすい場所を確保するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへ	今後、検討すべき事項と考えております。



の参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	
招集通知(要約)の英 文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャ ーポリシーの作 成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに 定期的説明会を開 催	個人投資家向けに定期的説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施する予定です。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	現時点では、海外投資家向けに定期的説明会を開催する予定はございません。	なし
IR 資料をホームペ ージ掲載	IR 資料をホームページに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担 当者)の設置	IR活動を積極的に推進するため、社長を委員長、副社長及び管理本部長を副委員長とし、管理本部及び広報宣伝部をメンバーとした「IR委員会」を開設いたしました。また IR担当役員として取締役管理本部長を、IR 事務連絡責任者として執行役員管理本部長代理兼経営企画室長を検討しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ	『三者利益の共存』という企業理念のもと、お客様本位を心がけ、最良のコンサルティングサービスを通じ、お客様の真の信頼を獲得する事が、保険会社の利益を確保し、当社及び代理店へ利益をもたらすものとして、事業を展開しております。

<p>いて規定</p>	<p>す。また、「お客様満足度」「業界発展・保険流通革命実現」「従業員の物心両面の幸せ」を追求するという経営ビジョンを掲げております。</p> <p>また、当社ホームページには、「事業活動が地球環境・地域社会に影響を与えることを認識し、社会課題の解決につながるサービスを提供」するとの CSR 取り組み方針を掲載しております。</p>
<p>環境保全活動、CSR 活動等の実施</p>	<p>各種団体への寄付活動、少年野球教室の開催、老人ホームや介護施設への車椅子寄贈、エコキャップ運動への協力、地球環境保護のためのペーパーレスでの申し込み手続きの推進、及び CO2 排出量の削減・施設内照明の電力省力化等のための LED 照明の導入等を実施しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底する為、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

1. 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理・法令遵守を企業の社会的責任であると位置づけております。当社の企業理念、経営ビジョンの推進に努め、取締役ならびに全使用人が日々実践していく事で、業務遂行上における倫理・法令ならびに定款の遵守を徹底いたします。
- ② 当社及び当社子会社の取締役の業務執行が、法令・定款・規程に違反する事なく適正に行われている事を確認するため、監査役による監査を完遂します。
- ③ 代表取締役の直轄機関として内部監査室が内部監査を所管し、監査役会との連携のもとで年間計画に基づき定期的に監査業務を行い、各部門及び子会社が法令・定款・規程と照合し適切かつ円滑に職務執行がされている事を確認の上、代表取締役に報告すると共に、適切かつ有効な指導を行う事とします。
- ④ 法令・定款・規程の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報制度の継続運用を行い、コンプライアンス経営の強化を図ると共に、通報した人が不利益を受けない事を保証いたします。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、取締役会議事録を作成の上で、「文書管理規程」に基づき適切に整理・保管・管理を行います。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、適切なリスク管理を行うため、「リスク管理会議規程」を整備し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定めます。
- ② リスク管理体制の構築により、会社に重大な影響を与える事態の発生防止に努めると共に不測の

- 事態が生じた場合は、損害・影響額を最小限にとどめ、事業の継続を確保するための体制を整備します。
- ③ 当社子会社においても、その規模、特性等を踏まえ、当社の規程その他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険等の管理にかかる体制を整備します。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制
- ① 当社は、毎月1回開催する定時取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の執行状況の監督を行います。
- ② 業務遂行を円滑に行うため経営会議を取締役会前に開催し、取締役会の審議事項の予備的な審議を行い、経営意思の決定や業務執行が的確かつ迅速に行える体制を構築しています。
- ③ 当社子会社においても、取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うと共に業務執行上の重要課題について報告・検討を行います。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業績等について報告を義務づけており、を当社子会社に対する適切な経営管理を行う事とします。
- ② 当社は当社子会社における重要事項を当社経営会議で報告又は、「取締役会規程」「職務権限規程」に基づき、当社の取締役会において決議もしくは、報告を行う事と定めており、当該会議及び規程の運用によって適切な経営管理を行います。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は必要に応じて補助すべき使用人を置く事ができます。
7. 監査役を補助する使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役を補助するスタッフは、その期間中指示に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人に対する指示の実効性を確保します。
8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、当社及び当社子会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明します。
- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとします。
- ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められたものは速やかに当該報告を行うものとします。
9. 監査役に報告を行ったものが当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役に対して報告を行ったものに対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は監査役が、その職務執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、使用人、内部監査室及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備します。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

- ① 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めると共に毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持します。
- ② 反社会的勢力に対応する部門及び対応マニュアルを設置し、引き続き社内体制の整備強化及び、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図り、速やかに対応します。

13. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制を構築し、適切な運用を実施するため財務・会計に関する諸規程を整備すると共に、会計基準その他関連する法令を順守するための教育・啓蒙を行うことにより、財務報告に係る内部統制の充実を図ります。
- ② 当社及び当社子会社ならびにその監査役、内部監査室、及び各部門は連携してその体制の整備・運用状況を継続的に評価し、是正・改善の必要があるときはその対策を講じます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するために、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の接触を禁止しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

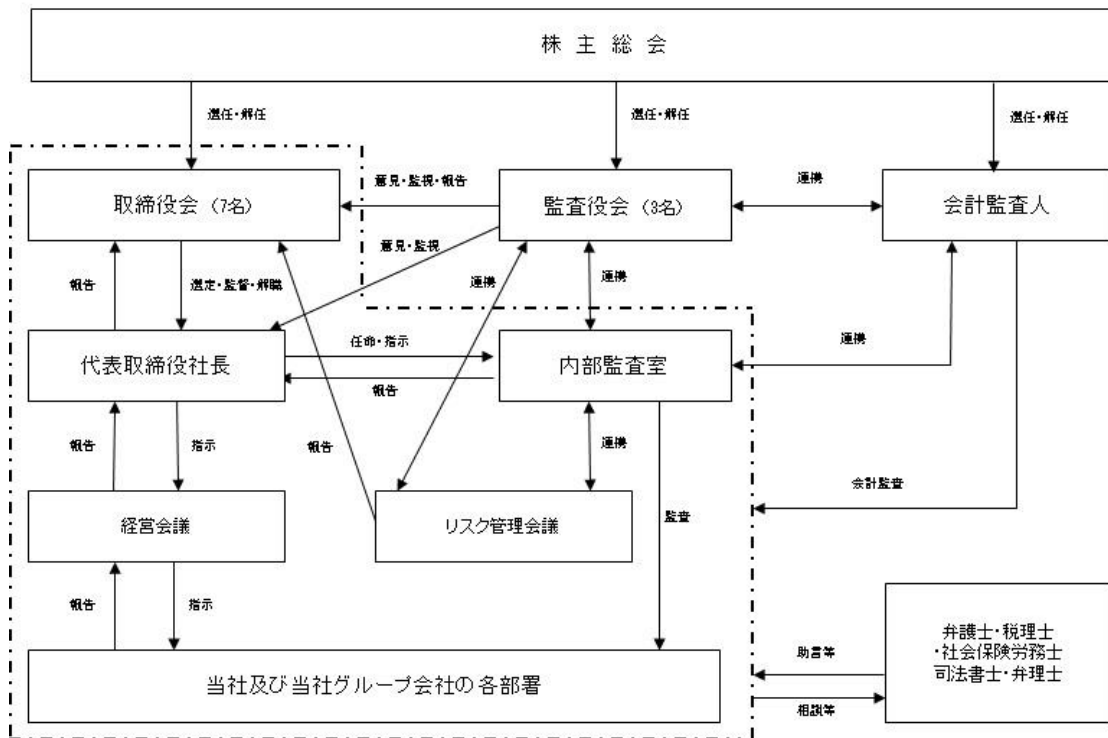
該当項目に関する補足説明

—
---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

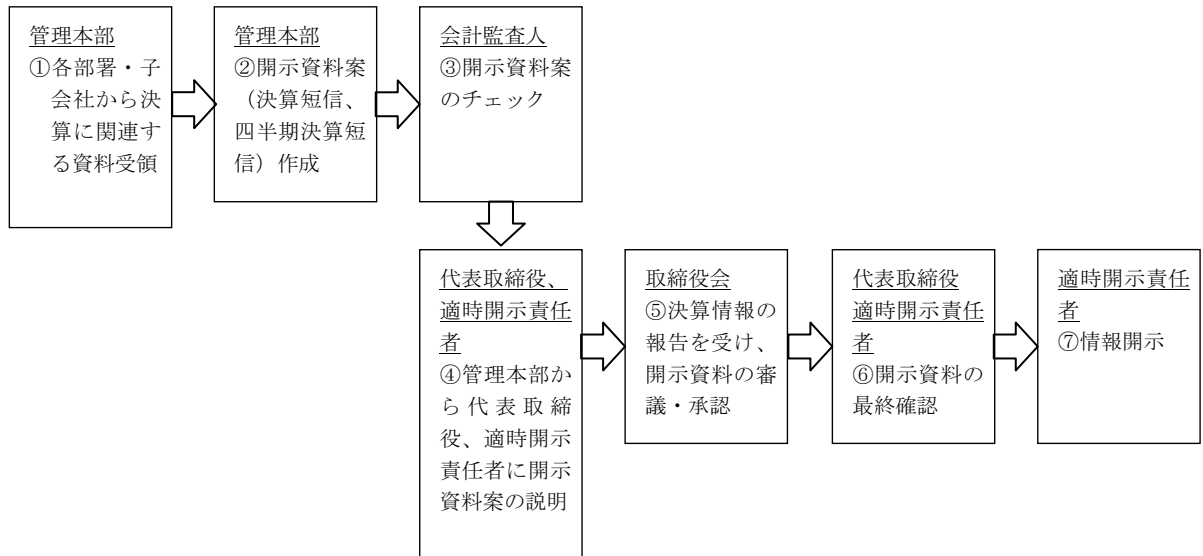
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】

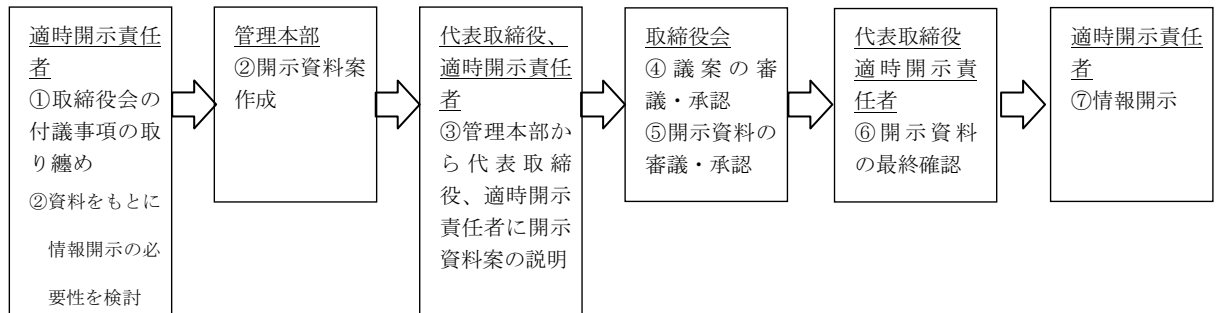


【適時開示体制の概要（模式図）】

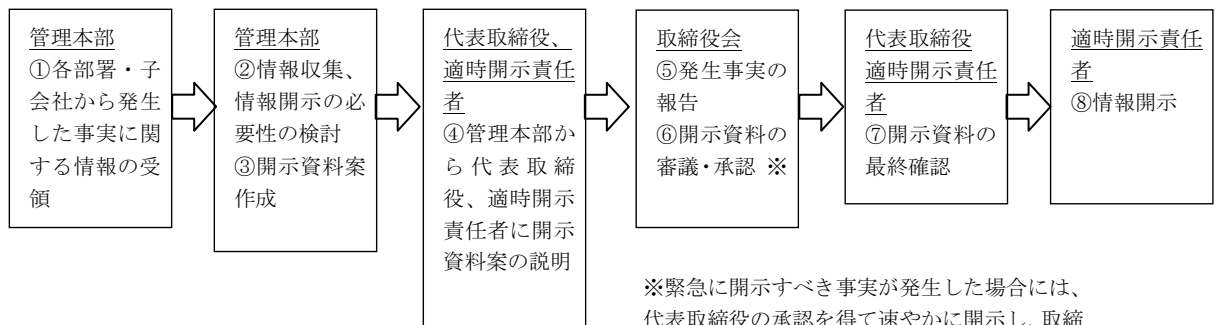
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、  
代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締  
役会には開示資料を回付

その他情報の開示

適時開示事項の性質に応じて、上記開示手続きに準じて開示を行う。

以上